

[証券コード 7011]

平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目16番5号

三菱重工業株式会社

取締役社長 宮 永 俊 一

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、「議決権行使のご案内」（3ページ）に記載のとおり書面又はインターネット等によって議決権を行使することができます。

後記の株主総会参考書類（4ページから31ページまで）をご検討いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪「飛天」

3. 会議の目的事項 報告事項

- 第 1 号 平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第 2 号 平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 株式報酬制度に係る額及び内容決定の件

以 上

〈お願い〉

株主総会にご出席の場合は、同封の議決権行使書用紙を当日受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子及び同封の「平成26年度報告書」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

〈お知らせ〉

◎事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の監査報告書は、株主総会招集通知添付書類（同封の「平成26年度報告書」の3ページから42ページまで）に記載しております。ただし、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.mhi.co.jp/finance/stock/meeting/index.html>）に掲載しておりますので、株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.mhi.co.jp/finance/stock/meeting/index.html>）に掲載いたします。

議決権行使のご案内

1. 書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ご提出ください。

各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱います。

2. インターネット等による議決権の行使

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、「株主総会に関するお手続きサイト」(<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただくことによって実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認の上、議決権を行使してください。

ア. パソコン又はスマートフォンからお手続きされる場合には「本サイト利用規定」及び「本サイト利用ガイド」を、携帯電話からお手続きされる場合には「ご利用案内」を必ずご覧ください。

イ. 携帯電話からお手続きされる場合は、暗号化通信(SSL通信)及び携帯電話情報送信が可能な機種をご利用ください。

ウ. 議決権の行使に際しては、議決権行使書用紙に記載のログインID及び仮パスワード(又は株主様が登録されたパスワード)が必要となります。

エ. 「株主総会に関するお手続きサイト」へのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

オ. 「株主総会に関するお手続きサイト」のご不明な点は、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027(通話料無料)

受付時間 9:00~21:00

(3) 株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加される株主様は、当該プラットフォームをご利用ください。

3. 書面及びインターネット等による議決権行使の期限

株主総会前日の平成27年6月25日(木曜日)午後5時30分とします。

4. 同一の議案につき、重複して議決権を行使された場合の取扱い

(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合インターネットによる議決権行使を有効とします。

(2) 上記(1)の場合を除き、重複して議決権を行使された場合最後に行われた議決権行使を有効とします。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、「2015事業計画」（中期経営計画）において、平成29年度末までにROE10%以上を達成しつつ、自己資本を2兆円まで増強することを計画しており、その過程においては「将来事業への投資」と「自己資本強化」とのバランスを常に考慮しながら、当面は連結配当性向30%を目処に株主還元を行うことを基本方針としております。

当該方針を踏まえ、当年度の業績や当年度末の自己資本の充実を含めた財政状態等を総合的に勘案して、定款第48条に定める期末配当金を次のとおりといたしたく存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額20,135,503,848円

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月29日

なお、昨年12月に1株につき5円の間配当金をお支払いしておりますので、年間の配当金は前年度（平成25年度）に比べ1株当たり3円増配の11円となります。

第2号議案から第6号議案までに共通するご参考事項

当社は、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化するため、本年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行したいと考えております。本冊子の7ページから27ページまでに記載の第2号議案から第6号議案までの議案は、いずれも当該移行に関連するものですので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴及び当社が監査等委員会設置会社への移行を選択するに至った理由について、ご説明申し上げます。

■ コーポレート・ガバナンス体制の強化に向けたこれまでの取組み

当社は従来から、経営の「健全性と透明性」及び業務執行の「効率性と機動性」の向上を目的に、着実にコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりました。

具体的には、平成17年に、重要事項の決定及び経営の監督を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員との分離を図るべく、執行役員制を導入いたしました。その後、平成25年にはドメイン制の導入により業務執行体制を再編・集約し、さらに、平成26年にはチーフオフィサー制の導入により社長の権限と責任の一部を執行役員であるチーフオフィサーに委譲するなど、業務執行の効率性と機動性の向上に取り組んでまいりました。

また、取締役の減員並びに社外取締役の増員により社外取締役比率を4分の1にまで高め、外部の視点による監督を強化するなど、経営の健全性と透明性の向上を図ってまいりました。しかし、当社がグローバル市場でメガプレイヤーと伍して競争していくためには、より迅速に意思決定し、効率的・機動的に業務執行できるようにするとともに、業務執行者を監督する機能も更に強化することが必要です。

■ 監査等委員会設置会社の特徴

これらの点に関し、新たに創設された監査等委員会設置会社では、従来の監査役会設置会社と異なる設計が採用されております。その概要は次のとおりです。

- 監査等委員会設置会社では、監査役や監査役会は置かれず、代わりに、3人以上の取締役から構成され、かつその過半数を社外取締役が占める監査等委員会が置かれます。
- 監査等委員である取締役は、取締役として取締役会における議決権を有しており、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除く。）に関与します。また、監査等委員会は、他の取締役の選解任や報酬について、株主総会において意見を述べるができる権限も有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能が強化されているといえます。

- 一方、監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役である場合又は定款の定めがある場合には、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部又は一部を、取締役に委任することができます。これにより、業務上の意思決定を迅速に行い、機動的に業務執行することが可能となる一方、取締役会の主眼を業務執行者に対する監督におくこと（業務執行と監督とをできるだけ分離すること）が可能となります。

■ 移行を選択するに至った理由

当社は、監査等委員会設置会社の制度を活用することにより、当社がこれまで進めてきたコーポレート・ガバナンス体制の改革を一層深化させることができると考え、今般、当該制度に移行することとしたものであります。

監査等委員会設置会社への移行後の当社の取締役会は、後掲の第3号議案及び第4号議案をご承認いただきますと、取締役14名（うち、監査等委員である取締役5名）で構成され、そのうち社外取締役は5名（うち、監査等委員である社外取締役は3名）となりますので、取締役会における社外取締役の比率は3分の1を超え、監査等委員会においては社外取締役が過半数を占めることとなります。

当社は、監査等委員会設置会社に移行することにより、独自の工夫も加えつつ、真のグローバル・カンパニーにふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を確立し、これを基盤として、本年5月8日に発表した「2015事業計画」（中期経営計画）で事業規模5兆円超の達成を目指してまいります。

■ 第2号議案から第6号議案までについて

監査等委員会設置会社に移行するためには、定款に監査等委員会を設置する旨を規定するほか、所要の変更を加える必要があります。第2号議案「定款一部変更の件」は、このための変更を、その他の変更と併せ、ご提案するものであります。

また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任することから、第3号議案では監査等委員でない取締役の選任を、第4号議案では監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬の額も、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めることから、第5号議案では監査等委員でない取締役の報酬の額を、第6号議案では監査等委員である取締役の報酬の額を、それぞれご提案するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

なお、本議案は、本株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

(1) 本年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により新たに創設された「監査等委員会設置会社」への移行に関する変更

コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を目的として、監査等委員会設置会社に移行するために、次の変更を行うものであります。

- ア. 監査等委員会設置会社へ移行するための規定を新設するものであります(変更案第4条)。
- イ. 監査等委員である取締役に関する規定を新設するものであります(変更案第20条第2項、第21条第2項及び第22条第2項)。また、監査等委員である取締役を含めた取締役全体の員数を適正規模にすべく、取締役の定員を40名以内から20名以内(うち監査等委員である取締役は10名以内)に減員するものであります(変更案第20条)。
- ウ. 第5章の標題を「監査役及び監査役会」から「監査等委員会」に改め、「監査役会」に関する規定を「監査等委員会」に関する規定に置き換えるものであります(変更案第35条から第38条まで)。また、会社法上常勤の監査等委員の選定は要求されておりませんが、当社は常勤の監査等委員を置くこととするためこれを明記するものであります(変更案第34条)。
- エ. 取締役会の決議により、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります(変更案第28条)。
- オ. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役に関する規定を削除するものであります(現行定款規定第33条から第35条まで及び第41条から第43条まで)。
- カ. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、既定の条文にその他の所要の変更を行うものであります(変更案第22条第1項、第23条、第24条、第25条、第27条、第29条、第31条及び第41条)。
- キ. 現行定款規定第42条及び第43条の削除に伴い、附則を新設するものであります(変更案の附則)。

(2) 前記 (1) 以外の変更

ア. 業務執行体制の見直しに伴い、会社が定める役付取締役を「取締役会長」及び「取締役社長」のみに変更するものであります（変更案第24条）。

イ. 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を、社外取締役ではなく業務執行をしない取締役との間においても締結することが可能となったことに伴い、当該契約の対象者を「取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）」に変更するものであります（変更案第33条）。

なお、本変更を議案として株主総会に提出することにつきましては、あらかじめ監査役会において監査役の全員一致による同意（会社法第427条第3項・第425条第3項）を得ております。

(3) その他全般に関する変更

条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、項番号の新設を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款 規 定	変 更 案
(機 関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機 関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削 除> (3) 会計監査人
(取締役の定員) 第20条 本会社の取締役は、 <u>40名以内とする。</u> <新 設>	(取締役の定員) 第20条 本会社の取締役は、 <u>20名以内とする。</u> 2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、10名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。	(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。

現 行 定 款 規 定	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 代表取締役は、各自、会社を代表し、取締役会の決議に従って、会社の業務を執行する。ただし、日常の業務は専行することができる。</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定める。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第25条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長が欠員であるとき又は取締役会長に支障あるときは、取締役社長若しくは他の代表取締役がこれに代わる。</p>	<p>2 前項の規定による取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から、</u>代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 代表取締役は、各自、会社を代表し、取締役会の決議に従って、会社の業務を執行する。ただし、<u>代表取締役は、</u>日常の業務は専行することができる。</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から、</u>取締役社長1名を定める。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から、</u>取締役会長1名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第25条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長が欠員であるとき又は取締役会長に支障あるときは、取締役社長若しくは他の代表取締役がこれに代わる。</p>

現 行 定 款 規 定	変 更 案
<p>2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは、招集通知期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会のみなし決議)</p> <p>第27条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録して、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名した後、本会社において保存する。</p> <p>第29条 <条文省略></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 <条文省略></p>	<p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは、招集通知期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会のみなし決議)</p> <p>第27条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 本会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録して、出席した取締役が記名押印又は電子署名した後、本会社において保存する。</p> <p>第30条 <現行どおり></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第32条 <現行どおり></p>

現 行 定 款 規 定	変 更 案
<p>(社外取締役についての責任限定契約)</p> <p>第32条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役と締結することができる。ただし、当該契約で定める賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ本会社が定めた金額又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の定員)</p> <p>第33条 本会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは、招集通知期間を短縮することができる。</p>	<p>(非業務執行取締役についての責任限定契約)</p> <p>第33条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)と締結することができる。ただし、当該契約で定める賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ本会社が定めた金額又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第34条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは、招集通知期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款 規 定	変 更 案
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>) 第38条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定めによる。</p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>) 第39条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録して、出席した<u>監査役</u>が記名押印又は電子署名した後、本会社において保存する。</p> <p>(<u>監査役会規則</u>) 第40条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>の決議によって定める<u>監査役会規則</u>の定めるところによる。</p> <p>(<u>監査役</u>の報酬等) 第41条 <u>監査役</u>の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける<u>財産上の利益</u>は、<u>株主総会</u>の決議によって定める。</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除) 第42条 本会社は、<u>会社法</u>第426条第1項の規定により、<u>同法</u>第423条第1項の<u>監査役</u>（<u>監査役であった者を含む。</u>）の損害賠償責任を、<u>取締役会</u>の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる。</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の決議方法) 第36条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定めによる。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>の議事録) 第37条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録して、出席した<u>監査等委員</u>が記名押印又は電子署名した後、本会社において保存する。</p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>) 第38条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>の決議によって定める<u>監査等委員会規則</u>の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>

現 行 定 款 規 定	変 更 案
<p>(<u>社外監査役についての責任限定契約</u>)</p> <p><u>第43条</u> 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外監査役と締結することができる。ただし、当該契約で定める賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ本会社が定めた金額又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>第44条</u> } <条文省略></p> <p><u>第45条</u></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p><u>第46条</u> 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が<u>監査役会の同意</u>を得て定める。</p> <p><u>第47条</u> } <条文省略></p> <p><u>第50条</u></p> <p> <新 設></p> <p> <新 設></p>	<p><削 除></p> <p><u>第39条</u> } <現行どおり></p> <p><u>第40条</u></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p><u>第41条</u> 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p><u>第42条</u> } <現行どおり></p> <p><u>第45条</u></p> <p> <u>附 則</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>1. 平成27年6月開催の第90回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2. 平成27年6月開催の第90回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>


第3号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件


当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。現在の当社取締役11名は、定款第22条の定め及び監査等委員会設置会社への移行により、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、監査等委員である取締役とは区別して監査等委員でない取締役9名の選任をお願いするものであります。


なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第2号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。



監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	<p>おお みや ひで あき 大 宮 英 明 (昭和21年7月25日生)</p> 	<p>昭和44年 6月 当社入社</p> <p>平成14年 6月 当社取締役、冷熱事業本部副事業本部長</p> <p>同 15年 4月 当社取締役、冷熱事業本部長</p> <p>同 17年 6月 当社取締役（代表取締役）、常務執行役員、冷熱事業本部長</p> <p>同 19年 4月 当社取締役（代表取締役）、副社長執行役員</p> <p>同 20年 4月 当社取締役社長（代表取締役）</p> <p>同 25年 4月 当社取締役会長（代表取締役）</p> <p>同 26年 6月 当社取締役会長（現職）</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 セイコーエプソン株式会社取締役</p> <p>〈当社における地位及び担当〉 取締役会長</p>	164,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所 有 す る 当社株式の数
2	<p data-bbox="244 687 454 775">みや なが しゅん いち 宮 永 俊 一 (昭和23年4月27日生)</p> 	<p data-bbox="486 451 1143 1027">昭和47年 4月 当社入社 平成18年 4月 当社執行役員、機械事業本部副事業本部長 同 18年 5月 当社執行役員、機械・鉄構事業本部副事業本部長 同 20年 4月 当社常務執行役員、機械・鉄構事業本部長 同 20年 6月 当社取締役（代表取締役）、常務執行役員、 機械・鉄構事業本部長 同 23年 4月 当社取締役（代表取締役）、副社長執行役員、 社長室長 同 25年 4月 当社取締役社長（代表取締役） 同 26年 4月 当社取締役社長（代表取締役）、 CEO（現職）</p> <p data-bbox="486 1078 841 1142">〈重要な兼職の状況〉 三菱自動車工業株式会社取締役</p> <p data-bbox="486 1193 801 1294">〈当社における地位及び担当〉 取締役社長（代表取締役） CEO</p>	136,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所 有 す る 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">まえ かわ あつし 前 川 篤 (昭和26年1月14日生)</p> 	<p>昭和51年 4月 当社入社</p> <p>平成19年 4月 当社執行役員、高砂製作所長</p> <p>同 20年12月 当社執行役員、原動機事業本部副事業本部長 兼高砂製作所長</p> <p>同 22年 4月 当社執行役員、原動機事業本部副事業本部長</p> <p>同 23年 4月 当社常務執行役員、汎用機・特車事業本部長 兼相模原製作所長</p> <p>同 23年 6月 当社取締役（代表取締役）、常務執行役員、 汎用機・特車事業本部長兼相模原製作所長</p> <p>同 25年 4月 当社取締役（代表取締役）、副社長執行役員、 汎用機・特車事業本部長</p> <p>同 25年10月 当社取締役（代表取締役）、副社長執行役員、 エネルギー・環境ドメイン長</p> <p>同 26年 4月 当社取締役（代表取締役）、副社長執行役員、 ドメインCEO、エネルギー・環境ドメイン長 (現職)</p> <p>〈当社における地位及び担当〉 取締役（代表取締役）、副社長執行役員 ドメインCEO、エネルギー・環境ドメイン長 (社長不在時第1次代行)</p>	72,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所 有 す る 当社株式の数
4	<p data-bbox="239 691 454 778">くじら い よう いち 鯨 井 洋 一 (昭和26年8月6日生)</p> 	<p data-bbox="486 443 1143 1118">昭和53年 4月 当社入社 平成22年 4月 当社執行役員、機械・鉄構事業本部機械事業部長 同 23年 4月 当社執行役員、機械・鉄構事業本部長 同 23年 6月 当社取締役、執行役員、機械・鉄構事業本部長 同 24年 4月 当社取締役（代表取締役）、常務執行役員、機械・鉄構事業本部長 同 24年 7月 当社取締役（代表取締役）、常務執行役員 同 25年 1月 当社取締役（代表取締役）、常務執行役員、航空宇宙事業本部長 同 25年10月 当社取締役（代表取締役）、常務執行役員、交通・輸送ドメイン長 同 26年 4月 当社取締役（代表取締役）、副社長執行役員、ドメインCEO、交通・輸送ドメイン長（現職）</p> <p data-bbox="486 1166 925 1305">〈当社における地位及び担当〉 取締役（代表取締役）、副社長執行役員 ドメインCEO、交通・輸送ドメイン長 （社長不在時第2次代行）</p>	58,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所 有 す る 当社株式の数
5	<p>みず たに ひさ かず 水 谷 久 和 (昭和26年8月12日生)</p> 	<p>昭和50年 4月 当社入社</p> <p>平成22年 4月 当社執行役員、航空宇宙事業本部副事業本部長</p> <p>同 23年 4月 当社執行役員、経営監査部長</p> <p>同 23年 6月 当社取締役、執行役員、経営監査部長</p> <p>同 25年 4月 当社取締役 (代表取締役)、常務執行役員</p> <p>同 26年 4月 当社取締役 (代表取締役)、常務執行役員、 ドメインCEO、防衛・宇宙ドメイン長 (現職)</p> <p>〈当社における地位及び担当〉 取締役 (代表取締役)、常務執行役員 ドメインCEO、防衛・宇宙ドメイン長</p>	41,000株
6	<p>き むら かず あき 木 村 和 明 (昭和24年6月8日生)</p> 	<p>昭和48年 4月 当社入社</p> <p>平成26年 4月 当社常務執行役員、ドメインCEO、 機械・設備システムドメイン長</p> <p>同 26年 6月 当社取締役 (代表取締役)、 常務執行役員、ドメインCEO、 機械・設備システムドメイン長 (現職)</p> <p>〈当社における地位及び担当〉 取締役 (代表取締役)、常務執行役員 ドメインCEO、機械・設備システムドメイン長</p>	6,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所 有 す る 当社株式の数
7	<p>こ ぐち まさ のり 小 口 正 範 (昭和30年7月12日生)</p> 	<p>昭和53年 4月 当社入社</p> <p>平成26年 4月 当社執行役員、グループ戦略推進室長（現職）</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 ニチュ三菱フォークリフト株式会社監査役</p>	10,000株
8	<p>こ じま より ひこ 小 島 順 彦 (昭和16年10月15日生)</p> 	<p>昭和40年 5月 三菱商事株式会社入社</p> <p>平成 7年 6月 同社取締役</p> <p>同 9年 4月 同社常務取締役</p> <p>同 13年 4月 同社取締役副社長</p> <p>同 13年 6月 同社取締役、副社長執行役員</p> <p>同 16年 4月 同社取締役社長</p> <p>同 22年 6月 同社取締役会長（現職） 当社取締役（現職）</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 三菱商事株式会社取締役会長 武田薬品工業株式会社取締役</p> <p>〈当社における地位及び担当〉 社外取締役</p>	23,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所 有 する 当社株式の数
9	しの はら なお ゆき 篠原尚之 (昭和28年2月8日生) 	昭和50年 4月 大蔵省入省 平成18年 7月 財務省国際局長 同 19年 7月 同省財務官 同 21年 7月 同省顧問 同 22年 2月 国際通貨基金 (IMF) 特別顧問 同 22年 3月 同基金副専務理事 (平成27年2月まで)	2,000株

- (注) 1. 前川篤氏は、技術研究組合次世代3D積層造形技術総合開発機構の理事長を兼務しており、当社は同機構との間で、次世代3Dプリンタ技術の開発に関する取引を行っております。
2. 小島順彦及び篠原尚之の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、小島順彦氏を、株式会社東京証券取引所その他の上場金融商品取引所に独立役員として届け出ており、また、篠原尚之氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- (1) 小島順彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の経営者としての豊富な経験等に基づき、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております、引き続き当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待したためであります。
 - (2) 篠原尚之氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、同氏を社外取締役候補者とした理由は、行政官として得た財政金融政策に関する幅広い見識や国際機関の幹部として得たグローバルな視点に基づき、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待したためであります。
5. 小島順彦氏が社外取締役に就任してからの年数は、現任期満了時（本株主総会終結の時）をもって5年となります。

6. 責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、小島順彦氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、賠償責任限度額は、金1,000万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - (2) 当社は、篠原尚之氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、賠償責任限度額は、金1,000万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。


第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員でない取締役とは区別して監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第2号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所 有 す る 当社株式の数
1	<p>井 須 英 次 (昭和27年4月5日生)</p> 	<p>昭和50年 4月 当社入社 平成23年 4月 当社執行役員、法務部調査役 同 24年 6月 当社監査役（現職）</p> <p>〈当社における地位及び担当〉 常勤監査役</p>	41,000株
2	<p>野 島 龍 彦 (昭和27年11月22日生)</p> 	<p>昭和51年 4月 当社入社 平成23年 4月 当社執行役員、経理部長 同 24年 4月 当社常務執行役員 同 24年 6月 当社取締役（代表取締役）、常務執行役員 同 26年 4月 当社取締役（代表取締役）、常務執行役員、CFO（現職）</p> <p>〈当社における地位及び担当〉 取締役（代表取締役）、常務執行役員 CFO</p>	31,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所 有 す る 当社株式の数
3	<p data-bbox="244 691 454 778">くろ やなぎ のぶ お 畔 柳 信 雄 (昭和16年12月18日生)</p> 	<p data-bbox="486 304 1143 1066">昭和40年 4月 株式会社三菱銀行入行 平成 4年 6月 同行取締役 同 8年 4月 株式会社東京三菱銀行取締役 同 8年 6月 同行常務取締役 同 13年 6月 同行常務執行役員 同 14年 6月 同行副頭取 同 15年 6月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 取締役 同 16年 6月 同社取締役社長 株式会社東京三菱銀行頭取 同 17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役社長 同 18年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行頭取 同 20年 4月 同行取締役会長 同 21年 6月 当社監査役（現職） 同 24年 4月 株式会社三菱東京UFJ銀行相談役 同 26年 4月 同行特別顧問（現職）</p> <p data-bbox="486 1114 915 1329">〈重要な兼職の状況〉 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問 東京海上日動火災保険株式会社取締役 株式会社三菱総合研究所取締役 本田技研工業株式会社取締役 株式会社東京會館監査役</p> <p data-bbox="486 1377 801 1441">〈当社における地位及び担当〉 社外監査役</p>	8,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
4	<p>Christina クリスティーナ・ Ahmadjian アメージャン (昭和34年3月5日生)</p> 	<p>平成 7年 1月 コロンビア大学ビジネススクール助教授 同 13年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授 同 16年 1月 同大学大学院国際企業戦略研究科教授 同 22年 4月 同大学大学院国際企業戦略研究科研究科長 同 24年 4月 同大学大学院商学研究科教授（現職） 同 24年 6月 当社取締役（現職）</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 一橋大学大学院商学研究科教授 株式会社日本取引所グループ取締役</p> <p>〈当社における地位及び担当〉 社外取締役</p>	8,000株
5	<p>いとう しんいちろう 伊東 信 一 郎 (昭和25年12月25日生)</p> 	<p>昭和49年 4月 全日本空輸株式会社入社 平成15年 6月 同社取締役執行役員 同 16年 4月 同社常務取締役執行役員 同 18年 4月 同社専務取締役執行役員 同 19年 4月 同社代表取締役副社長執行役員 同 21年 4月 同社代表取締役社長 同 25年 4月 ANAホールディングス株式会社代表取締役社長 全日本空輸株式会社取締役会長 同 25年 6月 当社監査役（現職） 同 27年 4月 ANAホールディングス株式会社代表取締役会長 （現職）</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 ANAホールディングス株式会社代表取締役会長</p> <p>〈当社における地位及び担当〉 社外監査役</p>	4,000株

- (注) 1. 畔柳信雄、クリスティーナ・アメージャン及び伊東信一郎の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、畔柳信雄、クリスティーナ・アメージャン及び伊東信一郎の各氏を、株式会社東京証券取引所その他の上場金融商品取引所に独立役員として届け出ており、各氏が監査等委員である取締役として選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- (1) 畔柳信雄氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏の経営者としての豊富な経験等に基づき、これまで社外監査役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したためであります。
- (2) クリスティーナ・アメージャン氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、コーポレート・ガバナンスや企業経営等の研究者として培われた幅広い知見に基づき、これまで社外取締役として、グローバルな視点から当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したためであります。
- (3) 伊東信一郎氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏の経営者としての豊富な経験等に基づき、これまで社外監査役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したためであります。
4. 畔柳信雄氏が株式会社池田泉州銀行の社外取締役在任中に、同行において、職員による顧客預金の着服事件及び顧客の当座貸越極度枠を悪用した不正出金事件がありました。同氏は、事前には当該事実について認識していませんでしたが、日頃から取締役会において、法令遵守に関する様々な提言を行っており、当該事件の発覚後においても、チェック態勢強化等の再発防止策及び職員教育の充実等について積極的に助言を行いました。
5. クリスティーナ・アメージャン氏が社外取締役に就任してからの年数は、現任期満了時（本株主総会終結の時）をもって3年となります。
6. 社外監査役に就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、畔柳信雄氏が6年、伊東信一郎氏が2年となります。
7. 責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、クリスティーナ・アメージャン氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、賠償責任限度額は、金1,000万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
- (2) 当社は、畔柳信雄及び伊東信一郎の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、賠償責任限度額は、金1,000万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。各氏が選任された場合、当社は各氏との間で、上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、監査等委員でない取締役の報酬額について、本議案のとおりご提案いたしたく存じます。

当社の取締役の報酬額については、去る平成18年6月開催の第81回定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、社外取締役分も含めて総額12億円（以下、本議案において「現行の報酬支給限度額」という。）とご承認いただき、今日に至っております。その後、コーポレート・ガバナンス体制の強化の一環として、取締役の員数をスリム化する一方、4ドメインへの事業集約化やチーフオフィサー制の導入に伴い、業務執行に係る権限及び責任が、少数の社内取締役（社外取締役以外の取締役をいう。以下、本議案において同じ。）に集中し、その職責は重くなりました。これを受け、基本報酬及び業績連動型報酬によって構成されております社内取締役の金銭報酬のうち、業績連動型報酬を拡充することで報いることとし、業績連動比率を高める報酬体系への見直しを行ってまいりました。

これに加え、現行の報酬支給限度額をご承認いただいた平成18年には、「2006事業計画」（中期経営計画）において事業規模を約3兆円とすることを計画していたのに対し、平成26年度まで推進していた「2012事業計画」（中期経営計画）の達成により、現在の事業規模は約4兆円にまで成長しており、また、本年5月8日に発表した「2015事業計画」（中期経営計画）では、事業規模をさらに5兆円超まで拡大することを計画しております。これは現行の報酬支給限度額をご承認いただいた時の前提を大幅に上回るものであり、また、グローバル市場での事業規模拡大により経営リスクの多様化や増大等も想定されるところ、社内取締役には、より高度な経営判断が求められることとなりますので、今後の事業計画の目標達成状況に応じ、ふさわしい水準の業績連動型報酬を支給できるようにして、社内取締役の業績向上に対する貢献意欲を一層高めることといたしたく存じます。

一方、社外取締役に対しては、これまでと同様に、基本報酬のみを他社状況等を勘案して支給してまいります。

つきましては、現行の報酬支給限度額を基礎とし、以上の事情を勘案して、監査等委員でない取締役（社外取締役を含む。）に対する金銭報酬の支給限度額を、引き続き一事業年度当たり総額12億円といたしたく存じます。平成27年度につきましては、この支給限度額を4月に遡って適用いたしたく存じます。

現在の取締役の員数は11名（うち、社外取締役の員数は3名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員でない取締役の員数は9名（うち、監査等委員でない社外取締役の員数は2名）となります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第2号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額について、本議案のとおりご提案いたしたく存じます。

監査等委員である取締役は、従来監査役が行っていた監査業務に加え、取締役として取締役会の決議に参加し、取締役による業務執行の監督を行うなどの職務を担うことから、その職責にふさわしい報酬水準といたしたく存じます。

つきましては、監査等委員である取締役に対する金銭報酬の支給限度額を、一事業年度当たり総額3億円といたしたく存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第2号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

第7号議案 株式報酬制度に係る額及び内容決定の件

現在、当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬及び業績連動型報酬並びに株式報酬型ストックオプションにより構成されております。これらのうち、基本報酬及び業績連動型報酬に係る金銭報酬の支給限度額は、平成18年6月開催の第81回定時株主総会においてご承認いただいたとおりであり、また、新たな支給限度額については、第5号議案でご提案しております。

本議案は、基本報酬及び業績連動型報酬とは別に、上記の報酬のうち、株式報酬型ストックオプションに代えて、新たな株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度は、当社が本信託（本信託の意義等については後記2.に記載のとおり）に金員を拠出し、本信託が信託管理人（本信託の管理行為を行うものをいい、当社から独立した第三者である弁護士又は公認会計士が務める予定。）の指図に従い、当社が拠出した金員を原資として、当社株式を当社又は株式市場から取得の上、当社の取締役（社外取締役及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合は監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対し、当社の業績等に応じて付与された株式交付ポイント（後記3.に記載のとおり）に基づき、当該当社株式及び当該当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、本議案において「当社株式等」という。）を交付又は支給する株式報酬制度です。

なお、本議案の承認可決を条件として、平成19年6月開催の第82回定時株主総会においてご承認いただいた株式報酬型ストックオプションを廃止し、当社の取締役に対して、当該株式報酬型ストックオプションとして新規に新株予約権を付与しないことといたします。

1. 提案の理由及び報酬として当社株式等を交付又は支給することを相当とする理由

現在、当社は、取締役に対して、株式報酬型ストックオプションとして、原則在任中に権利行使できない新株予約権を付与しておりますが、取締役と株主の皆様との価値共有をより一層強固なものとするため、取締役が当社株式を在任中から中長期的に保有することを可能とすべく、本制度を導入いたしたく存じます。これにより、取締役の報酬と当社株式の価値との連動比率を高め、当社グループ全体の中長期的な業績向上と、企業価値の増大に対する取締役の貢献意欲を一層高めたく存じます。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社グループ会社に対して同様の株式報酬制度の導入を推奨し、当社グループ会社の役員にも当社株式を保有させ、株主の皆様との価値共有を実現することにより、当社グループが一体となってグループ全体の企業価値向上に取り組むことを目指します。

2. 本信託に拠出する金員の限度額及びその算定の基準

当社は、連続する三事業年度（当初は平成28年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月31日に終了する事業年度までの三事業年度とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の各三事業年度とする。以下、本議案において「対象期間」という。）を対象として本制度を導入します。当社は、対象期間毎に合計12億円を限度額とする金員を拠出して、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（本議案において、「本信託」という。）を設定（信託期間の延長を含む。）します。また、当社は、信託期間の満了時において、追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、連続する三事業年度毎に本信託の信託期間を延長し、当社は、当該延長された対象期間毎に追加拠出を行い、取締役に対する株式交付ポイント（後記3.に記載のとおり）の付与を継続します。かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日時点で信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与された株式交付ポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、本議案において「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の額と追加拠出される金員の合計額を12億円の範囲内とします。

なお、本信託に拠出する金員の限度額は、第82回定時株主総会においてご承認いただきました株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権の一事業年度当たりの発行価額総額の限度額を基礎とし、事業計画の達成等による将来の事業規模の拡大及び株式価値上昇の可能性を勘案して定めております。

3. 本信託を通じて取締役に交付又は支給される当社株式等の具体的内容及びその算定の基準

当社は、各取締役の役位、職務執行の内容及び責任等に応じた基準ポイントをもとに、業績等に応じて算出される「株式交付ポイント」を毎年各取締役に付与します。各取締役に一事業年度当たり付与する株式交付ポイントの合計数は、以下に記載する算定式により決定します。

【一事業年度当たり付与する株式交付ポイントの算定式】

株式交付ポイント＝基準ポイント（※1）×業績係数（※2）

※1 基準ポイントは、各取締役の役位、職務執行の内容及び責任等に応じて決定します。

※2 業績係数は、当社の業績、株式価値その他の経営上又は財務上の指標等に応じて決定します。

当社が取締役に付与する株式交付ポイントの総数は、一事業年度当たり500,000ポイント（対応する当社株式数にして500,000株相当）を上限とします。

本信託を通じて各取締役に交付される当社株式の数及び本信託が換価して得た換価処分金相当額の金銭の支給がなされる当社株式の数の合計数は、各取締役に付与された株式交付ポイント1ポイント当たり1株として決定されます。本信託に属する当社株式が株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合は、当社は、株式交付ポイント1ポイントに対応する当社株式の数をその比率等に応じて合理的な方法により調整します。

受益者要件を満たした取締役は、原則として株式交付ポイントの付与から3年経過後（ただし、当該期間経過前に取締役を退任する場合等は当該時点）に、所定の受益者確定手続きを行うことにより、当該株式交付ポイントに対応する当社株式等の交付又は支給を受けることができます。この場合、当該取締役は、当該株式交付ポイントに対応する当社株式の50%（単元未満株式数は切捨て）の交付を受けるとともに、残りの株式を本信託が換価して得た換価処分金相当額の金銭の支給を受けることとなります。

なお、最終的に本信託が終了する段階で、本信託の当社株式に対して分配された剰余金に剰余が生じた場合には、当該終了時点で受益者要件を満たす取締役に対して支給されることとなります。

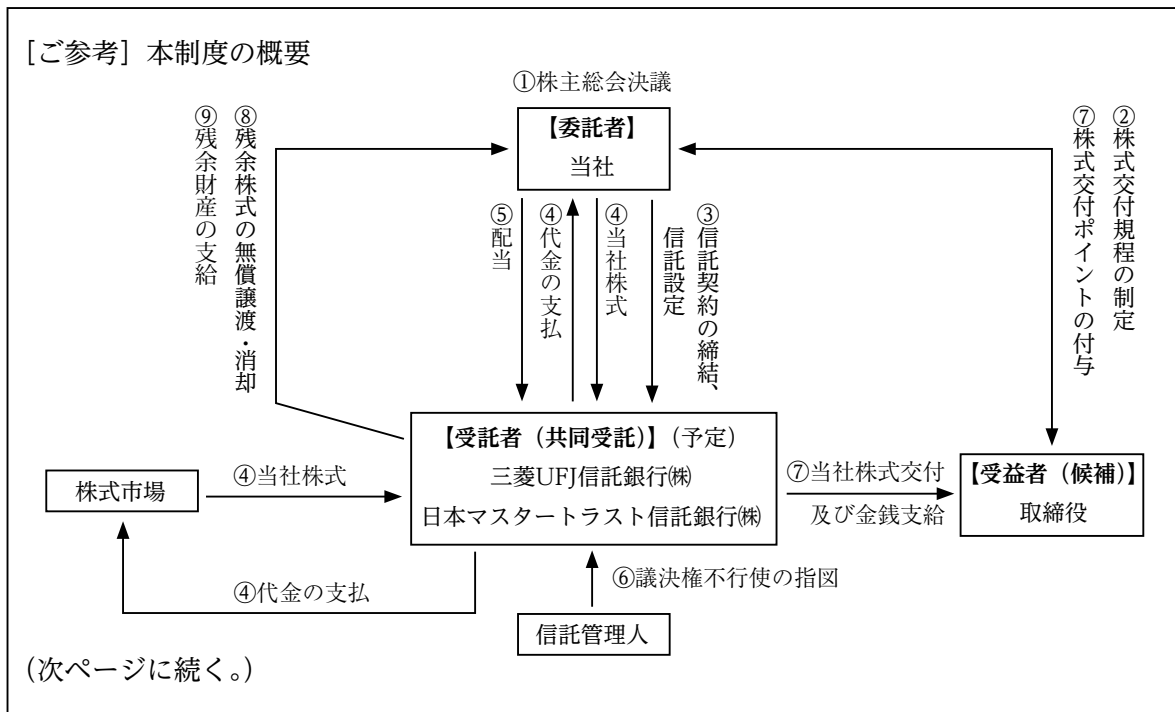
4. 本制度の対象となる取締役の員数

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、7名となります。

5. その他

本信託に属する当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

本制度に関するその他の内容については、取締役会において定めるものとします。



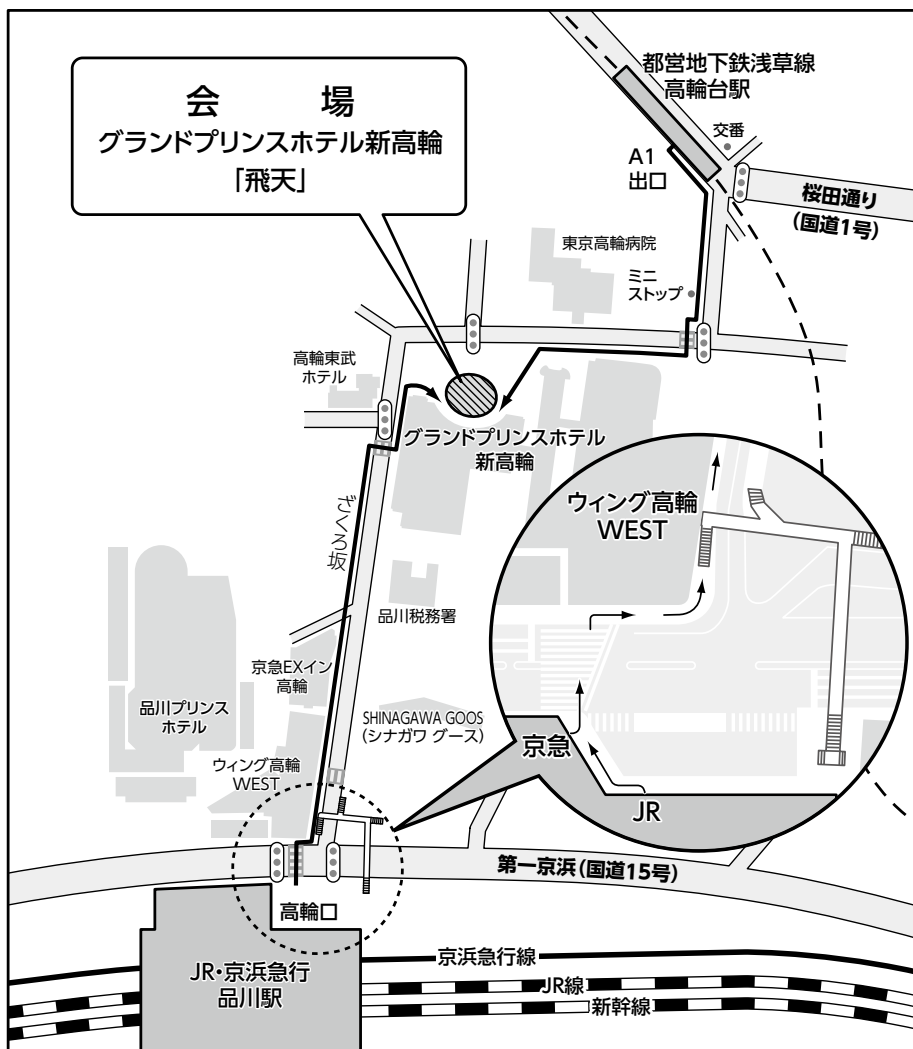
- ① 当社は、本制度の導入に関して株主総会において承認決議を得ることとします。
- ② 当社は、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、信託契約に基づき、受託者に対し、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（以下、本概要において「本信託」という。）を設定します。
また、当社は、信託期間の満了時において、金員の追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で本信託に拠出された金員を原資として当社株式を当社又は株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の当社株式と同様に行われ、本制度に必要な費用等に充当されます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、当社の取締役は、当社の株式交付規程に従い、一定の株式交付ポイントの付与を受けます。また、当該取締役のうち受益者要件を満たした取締役は、原則として株式交付ポイントの付与から3年経過後（ただし、当該期間経過前に取締役を退任する場合等は当該時点）に、かかる株式交付ポイントに対応する当社株式の50%（単元未満株式数は切捨て）の交付を受けるとともに、残りの株式を本信託が換価して得た換価処分金相当額の金銭の支給を受けます。
- ⑧ 信託期間の満了時において、本信託を継続せず終了した結果、残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、消却を行います。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属します。

(注) 以上の図及び説明は、本制度の概要（予定されている主要な事項）を記載したものであり、全ての内容を網羅的に記載しているものではありません。また、①～⑨の番号は、必ずしも時系列の順序を示したものではありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪「飛天」



JR・京浜急行 品川駅高輪口から徒歩約10分
都営地下鉄浅草線 高輪台駅A1出口から徒歩約7分

(お願い)

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮ください。